



「環境白書」の発刊にあたって

三重県知事 聖呂昭彦

平成20年（2008年）から、気候変動枠組条約に基づく京都議定書の第一約束期間が始まりました。同年7月に開催された洞爺湖G8サミットにおいて、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量の50%削減を達成する目標を、国連気候変動枠組条約の全ての締約国と共有し、採択することを求めることが合意され、長期にわたる地球温暖化対策の方針が取り決められました。

また、本年9月には、鳩山新政権が、全ての主要国の参加を前提としつつ、温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減することを中期目標とすることを表明するなど、2013年からの京都議定書の第一約束期間終了後の対応について、国際的な議論が続いています。

これらの国際的な調整、交渉の間にも、地球温暖化をはじめとする環境問題は、世界規模で深刻化の一途をたどりつつあり、私たちの地域においても、環境保全の取組を早急に進めていく必要があります。

また、これらの取組に加えて、我々が享受してきたかけがえのない豊かな環境を将来世代に継承していくためにも、我々一人ひとりがまずは身近なところから行動に移す必要があります。

このような視点から、本県では、県の総合計画「県民しあわせプラン」の第二次戦略計画の中で、「みんなで取り組む地球温暖化対策プログラム」として、企業や家庭などの削減対策、新エネルギーの導入促進、森林吸収源対策に重点的に取り組み、地球温暖化対策を進めているほか、産業廃棄物の不法投棄等の是正・防止、閉鎖性海域の再生などに取り組んでいます。

この白書は、昨年度（平成20（2008）年度）一年間における、三重県の環境の状況と、先に述べた第二次戦略計画に記載した取組の結果を含めた、環境保全に関して講じた施策の全般をとりまとめたものです。

本書を通じて、皆さんが、今日の環境問題に対する一層の理解と意識を高め、また三重県のすばらしい環境を次世代に引き継ぐための積極的な活動や行動を起こしてくださることを願って、発刊にあたってのご挨拶とさせていただきます。

平成21年11月